

技能者表彰規程の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、技能者表彰規程（昭和四十二年労働省告示第三十八号）の一部を次の表のように改正し、同法の施行の日（令和七年六月一日）から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(表彰状等の返納) 第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあつたときは、これを返納させることができる。	(表彰状等の返納) 第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあつたときは、これを返納させることができる。